

ふるさとと寄付金のワンストップ特例制度

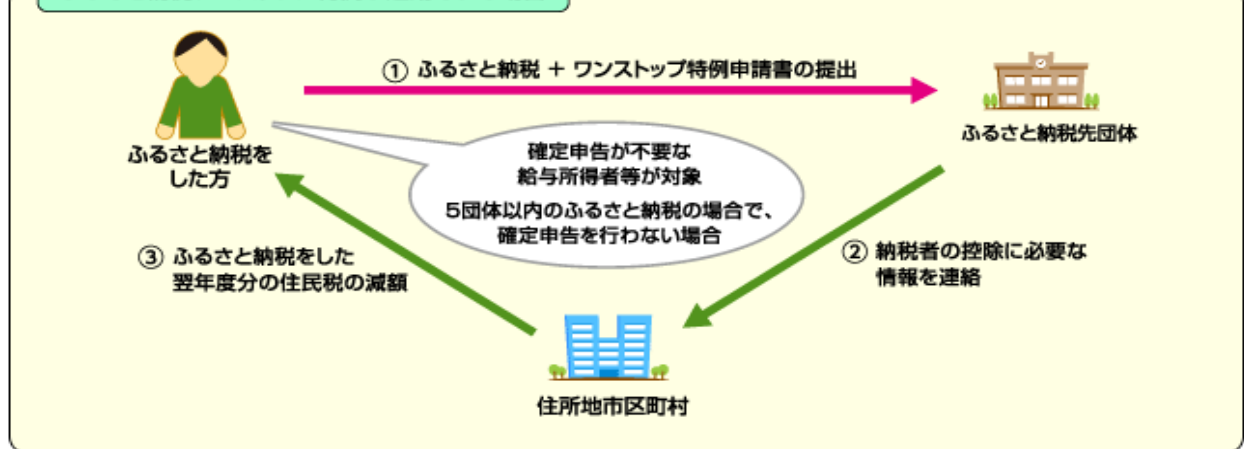
確定申告を必要としない給与所得者等の方は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により確定申告の手続きが不要になります。「ワンストップ特例制度」を使うためには、以下の条件を満たす必要がありますので、事前にご確認ください。



注意するでござる

- 1：もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること
※年収2000万円以上の所得者や、医療費控除のために確定申告が必要な場合は確定申告で寄付金控除を申請してください。
- 2：1年間の寄附先が5自治体以下であること
※1つの自治体に複数寄附をしても1カウントとなります
- 3：寄附金税額控除に係る「申告特例申請書」を寄附した自治体へ提出すること
※特例制度をご利用の方は、申請書にご記入の上、ご返送ください。

ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合



1 ふるさと納税をする+ワンストップ特例の申請

ふるさと納税の方法は自治体によって異なります。
ワンストップ特例を受けるためには、寄附先の自治体へ「申告特例申請書」の提出が必要です。



2 住所地の自治体へ申告特例の通知

ご寄附いただいた方のお名前やご住所、寄附金額など、寄付金控除の手続きを行なうために必要な事項が、「申告特例申請書」に記載した住所地の自治体へ通知いたします。



3 住民税の控除

寄附をした年の翌年度に納めるべき個人住民税所得割額から、所得税において控除されるべき額に相当する額と住民税における控除額をあわせた額が減額されます。